

4-3_機能要件_軽自動車税（種別割）二輪車に係る税申告の簡素化

資料4

標準仕様書						備考	要件の考え方・理由
項番	枝番	機能名称	機能要件	通常版	限定機能版		
新規							
新規 1	1	eLTAX連携データ出力	期間を指定して以下のデータを出力できること。 <対象データ> ・原付・小型特殊に係る異動データ ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ	実装すべき	実装すべき	令和8年の二輪車に係る税申告のオンライン化に合わせたシステム対応ができれば問題ない。	従来は、二輪車の軽自動車税について、所有者が他の市町村に引っ越した場合等には、新旧の両市町村に対して、申告が必要であった。 令和8年4月以降は、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することで、納税義務者の手続負担の軽減と同時に地方団体間の情報伝達のオンライン化・効率化を図る。 情報伝達の仕組みとしてはeLTAXを活用する方針であるため、上記の意図も踏まえ、eLTAX審査システムへ連携する異動データの出力を実装すべき機能とした。
新規 2	1	eLTAX連携データ取込	eLTAXと連携し、異動データを一括取込みできること。取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）ができること。	実装すべき	実装すべき	令和8年の二輪車に係る税申告のオンライン化に合わせたシステム対応ができれば問題ない。	他の地方団体にて登録された異動データを取り込む機能として想定しているが、地方団体間の異動データのやり取りを円滑に進めるため当該要件についても実装すべき機能としている。